

勅奉
修身
鑑

内藤恥叟謹述

卷之二

K1201
20
2

K120.1

20

2

內藤取叟謹述

奉勅
修身鑑

卷之二

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ

爾相承ノ道風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スル所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施スルヲ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ

咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

長英敬書

忠孝の道なり。先づ第一よわきまふ
 べきは、忠孝の道なり。
 ○人として、忠孝の二つを知らざる者は、
 いかほどの知識ありとも、まことの人

勅奉 修身鑑卷之二

第廿一章 忠孝

第一節

○わより人として、先づ第一よわきまふ

べきは、忠孝の道なり。

○人として、忠孝の二つを知らざる者は、

いかほどの知識ありとも、まことの人

内藤恥叟





左馬權頭村上義光朝臣大塔宮にたひて吉野城にこもり一が城おちて及ひ宮の御自害をこめ奉り其身代りて自殺せり此の時子忠義隆朝臣の御供して落ちこもり路にて賊の追手と戦ひ同く自害して父子忠孝の名を擧げり

とはいひがたし。

○されば、人たるもの、先づ此の二つの道を行ひて、まことの人とならんこと、

もつとも肝要なり。

第二章 孝行

第一節

○父母は、たゞその子のさいはひあらんことをねがひ、よろづに心配したまふも

のなり。

○その子やまひある時は、三たびの食も、
したまはず、夜もいねたまはず、身を以
てうの苦しみに代らんとまで、おがすも
のなり。

○父母の恩は、山よりも高く、海よりも
深し。

第二節

橘逸勢をかせる罪あつてとらむに流されし時
その女父をあまひ見えがたきよあまひ行きまじ
逸勢途中少く病みて死し、女父を女あまひみ、其
の地をまじり、後逸勢の罪をやとれり、女その
骨をせおひ都へつてあつてとらむりたり



別巻五

奉参身鏡 卷之二 三 身鏡堂藏版

○父母は、わが身の親たなれば、われに先だちて、みまかりたまふことわりなり。

○父母みまかりとまひては、いかに孝行をつくさんと思ふとも、せんかたなかるべし。

○「孝行をしたい時とき分に親はなし」とのことわざを、よく思ひて、後よくやみなげかぬやう、よくく心すべし。

第三章 友愛

第一節

○父母につぎて、我が身にもつとも親まきは、兄弟なり。

○故に、兄弟は、幼き時より、成長せいちょうの後に至るまで、たぐひ又相たすけ相親あひましみて、少すくしも疎遠そえんの事あるべからず。

○兄弟まがうだいあう中ちゆうむつまじからぬ時は、父母の心



高師直大軍をひきまゐ
て吉野の行在ををか
し奉ると聞けりかば
楠正行公の弟正時
朝臣と四條殿にふれ
きたりかひ賊の大軍
をやぶりて遂に力
つき兄弟ともにさ
ちがへて花々にま
死をとけたまへり

配したまふこと、たほ大方ならず、かたこれ大なる不孝なり。

第四章 信實

第一節

○人は、かりりめの行ひにも、信實といふことを、わするべからず。
○人と約して、必ず其の通りを行ふべし。

徳川秀忠公常は約
束を重んじたまひ
けり其の外は出で
たまふ時かねて觸れ
置ける時刻とする
時の御食事の半は
ごいごも箸を棄て
出でたまふ故に法令
よく下に行も
れて士民信義
を守らざりし
ものなりき



徳川方

○口に言ひたることは、必ず其の身に行ふべし。

○幼き時より、偽りを言ふものは、長ドて後、あしき人と成るものなり。

第二節

○人は、友なくであるべからず。学校に行きては、学校の友あり。職業しよくげふもつきては、職業の友あり。

○學問職業の上より、朋友よりうくる利益、極めて大なるものなり。

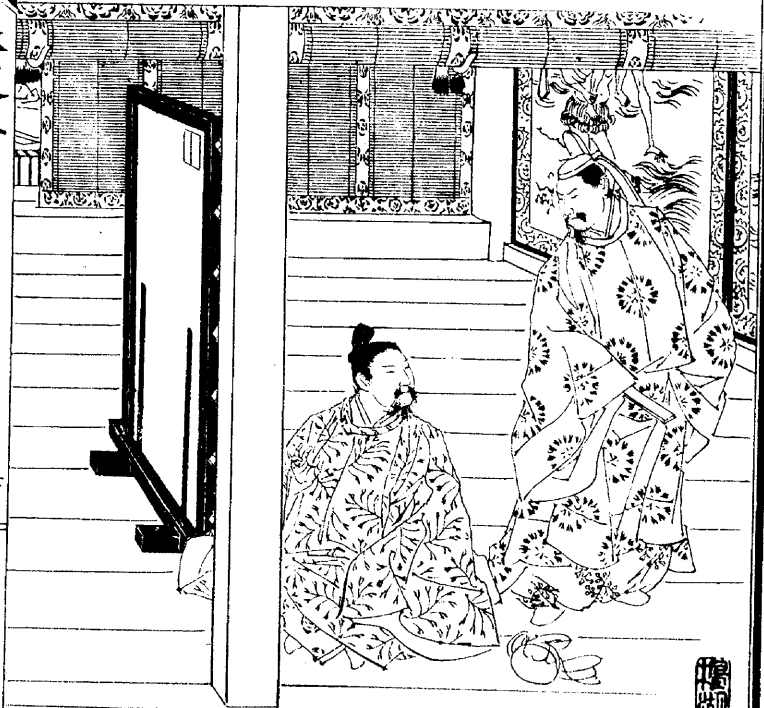
○故に、朋友には、常に信實をもて交り、相勵まし、相助けて、互に力となり合ふべし。

第五章 禮敬

第一節

○「ちかき中にも禮義あり」といふことわ

藤原行成卿ある時藤原實方朝臣と事を論ぜられしに實方大に怒りて笏をもて行成の冠を打ち落されけりされども行成は騒ぎたる氣色もなく居たまひしを、天皇御覽して其の大量を譽めさせ給ひけることぞ



五島刺

ざあり。これい、人々打ちとけて親しむ
なかよも、禮義あるべきことをいへるな
り。

禮義をば、かりふもあらず計り、

ろゝろやまゝと、おもふをふも。

第二節

○禮敬の心あつきものは、みどりよ人と
争はず。

○すべて物事の争ひは、禮義なきより起
る。

○たとひ人より無禮をすとも、己れは堪
忍して、これと争ふことをなかれ。

○東照宮の遺訓に曰く、堪忍は無事長久
の基と、人よく此の言を守るべし。

第六章 恭儉

第一節

○自らたかぶりて、人をあなごりいや
 むものは、恭謙まごうけんの道みちを知らざるものなり。
 ○かゝる者ハ、おほくの人ひとにままくまれて、
 思おもえぬわざはひはにちふことあり。
 ○「自らほむれば人がそそるといふことお
 ざあり、實まことに自慢まへんは、おろかなる者ものの
 一なり。

第二節

松下の禪尼ハ北條時頼朝臣の母なり
 ある日時頼を招かんとて障子の切りば
 りして居られしを死の義景見て一時に
 張りかへたまふ方かたへさきよくしてよかる
 べしひければ尼聞て物ものがやぶれたるを
 補おぎなひてつゝふがよよ若き人ひとハ箇様このようの事
 を見みたるがよまをまと申まをされけり



○一家の生計を安くし、家運の長久ならんをねがはば、衣食はおごらず、儉約を専一とすべし。

○人の世にあるなどは、思ひ寄らぬ災難はあふことあるべし。

○かゝる時、平日のたくはへなくば、一家親族たちまち困窮におちいるべし。

第七章 仁慈

第一節

○博く愛し、厚く施すは、仁慈の行ひなり。

○何事によらず、人の難義を見て、これを助くるは、仁慈なり。

○貧しく病める人に、金錢などを與ふるも、仁慈なり。

第二節

星野彌兵衛は上州の人なり其の年十三の時國內飢饉して窮民既多暴動及及んとせしを彌兵衛自ら金穀を彼れ等が家にもち行き其の難澁を助け、れは窮民も其の恵みを感じて穩りまづまりといふ



○人をあわれみ 物をほどこすとも、むくいを得んと思ふべからず。

○報いを得んとてわざとすは、まことの仁慈にあらず。

○まことの仁慈は、人にも知らせず、たゞわが誠の一つを以てするものなり。

第八章 勤勉

第一節

○學問・職業は、一日もたこたるべからず。
 今日の仕事は、必ず今日勤むべし。
 ○今日學ばずして、來日ありと謂ふこと
 なかれ。今年學むずして、來年ありと謂
 ふこと勿れ。
 あまありと思ふこと、ろのあと櫻、
 夜まにありのふらぬものは。

第二節

伊藤仁齋先生學
 を好みて他念を
 年の暮れは細君春
 のまうけの餅を
 つくべき代物を
 とりひければ先生
 其の着たる羽織
 をぬぎ與へて餘
 事を言まばか
 讀書の眼をけま
 れずりぞぞ



五節
 五節

奉参身 盤
 十一
 長生堂 五節

○身をまこやかよして、職業をまげみ、
 學問ををさめて、かゝこき人となり、智
 慧をみがきて、國の利益をかこすべし。
 ○かくして、後の世に、譽れをのこさば、
 誠に人と生れし甲斐ありといふべし。

第三節

○世の中に、身よたへぬやどの、苦し
 き事も、つらき事もあり。

○この苦しきに耐へ、つらきを忍ぶを、
 忍耐といふ。

○忍耐せざれば、世の中のこと、多くは
 成就せず。

第九章 國體

第一節

○我が國體は、よろづの國に屯ぐれて、
 いとも尊とし。

と、片時も忘るべからず。
○國憲を重んじ、國法に遵ふこと、國民
第一のつとめなり。

K120.1

勅奉
修身鑑卷之二 終

明治二十五年二月八日印刷
明治二十五年二月十日出版
版權所

定價金六錢

著者

東京府平民

内藤 恥叟

東京市小石川區金富町五十二番地

發行兼
印刷者

小林 八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆

